全体スライド条項（工事請負契約約款第 26 条第 1 項～第 4 項）

事務手続フロー【増額変更の場合】

【受注者】

請負代金額の変更請求

・・・【様式(全体ｽﾗｲﾄﾞ 1-1 及び 1-2)】

（変更請求概算額等の算定資料の添付が必要。適用とならない場合は，請求を受理しない。）

↓ 7日以内

【発注者】

スライド額協議開始日の通知

・・・【様式(全体ｽﾗｲﾄﾞ 2)】

（スライドの対象となる設計数量について，変更契約に関する合意（変更契約，工事記録等）予定の日以降に開始日を設定する。）

↓

基準日

・・・（変更請求日を基本とする。請求日によりがたい場合は，請求日から１４日以内で発注者が受注者に意見を聞いて定める。）

【発注者】

スライド額協議開始

・・・【様式(全体ｽﾗｲﾄﾞ 3-1 又は 3-2)／承諾書】

（残工事量を算定し，スライド額の算定を行う。）

↓ １４日以内

スライド額確定

↓

スライド変更契約

↓

工期末

１４日以内

２か月以上

＜例＞

請負代金額の変更請求日	：６／１
スライド額協議開始日の通知	：６／７
基準日	：６／１
スライド額協議開始日	：８／２４
スライド額協議日	：８／３１
承諾日	：９／２
スライド変更契約	：９／７
工期末	：９／３０